

令和5年4月24日
那覇港管理組合

公共工事の前金払の特例に係る取扱いについて

那覇港管理組合発注工事に係る前払金について、下記のとおり取扱うことになりましたので、お知らせします。

記

1 改正内容

建設工事請負契約書の第37条（前払金の使用等）に次のただし書きを改正します。
「ただし、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。」

2 特例措置の適用対象

平成28年4月1日から令和6年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為を含む。）に係る前払金（中間前払金を含まない。以下同じ）で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものとします。

3 特例措置により前払金に含まれる範囲及び上限

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とします。

4 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成28年4月1日から令和5年3月31日及び令和5年4月1日以降に、既に請負契約を締結している工事で、特例措置の適用を希望する場合は、別紙書面により特例適用の申請を行い、当該請負契約における前払金の使用に係る規定を変更する必要があります。

5 適用年月日

令和5年4月24日

建設工事請負契約約款 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(前払金の使用等)</p> <p>第37条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>	<p>(前払金の使用等)</p> <p>第37条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>